

文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成 12 年生衛発第 1811 号）の一部改正に伴い、公衆浴場における浴槽水の水質基準の規定整備を行う。

2 新旧対照表

文京区公衆浴場法施行条例（平成 24 年条例第 12 号）新旧対照表

改 正 後 （案）	現 行
第一条から第三条 （略） 第四条 （略） 一から五まで （略） 六 （略） ア及びイ （略） ウ <u>大腸菌数</u> は、一ミリリットル中に一個以下とすること。 エ （略） 七から四十三まで （略） 2 及び 3 （略） 第五条及び第六条 （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u>	第一条から第三条 （略） 第四条 （略） 一から五まで （略） 六 （略） ア及びイ （略） ウ <u>大腸菌群数</u> は、一ミリリットル中に一個以下とすること。 エ （略） 七から四十三まで （略） 2 及び 3 （略） 第五条及び第六条 （略）